

給与差押金額計算書

【連絡先】 〒963-8601
 郡山市朝日一丁目23-7
 郡山市 税務部収納課
 電話 024-924-2101
 FAX 024-935-5320

項目	金額	備考
① 給与等の月額	円	1,000円未満を切り捨ててください。 勤務期間がヶ月未満の場合は、 100円未満を切り捨ててください。
② 給与等から差し引いている源泉所得税 (国税徴収法第76条第1項第1号)	円	1,000円未満を切り上げてください。 勤務期間がヶ月未満の場合は、 100円未満を切り上げてください。
③ 給与等から差し引いている特別徴収の住民税額 (国税徴収法第76条第1項第2号)	円	1,000円未満を切り上げてください。 勤務期間がヶ月未満の場合は、 100円未満を切り上げてください。
④ 給与等から差し引いている社会保険料等の額 (国税徴収法第76条第1項第3号)	円	1,000円未満を切り上げてください。 勤務期間がヶ月未満の場合は、 100円未満を切り上げてください。
⑤ 別表に掲げる滞納者を含む家族数に対する金額 (国税徴収法第76条第1項第4号)	円	別表の人数に対応する金額
⑥ 国税徴収法第76条第1項第5号(体面維持費) (①-(②+③+④+⑤)×0.2の金額、ただし⑤×2の額を限度とする)	円	1,000円未満を切り上げてください。 勤務期間がヶ月未満の場合は、 100円未満を切り上げてください。
差押金額(郡山市収納課への入金額) (①-②-③-④-⑤-⑥の金額)	円	

【別表】(国税徴収法第76条第1項4号の金額)

家族数	本人のみ	2人	3人	4人	5人
金額	107,000	155,000	203,000	251,000	299,000

(注)家族数(2人以上)とは、滞納者本人に、滞納者と生計を一にする配偶者(事実上の配偶者を含む)その他の親族数を加えたものです。金額は1人増えるごとに48,000円を加算します。

【注意事項】

1. 担当職員が確認しますので、①～⑤について収納課までご連絡ください。
2. 賞与支給月は計算方法が異なります。
3. この計算書は、令和8年4月1日以降に支給する給与について適用します。
4. ご不明な点がございましたら、収納課までご連絡ください。